

5 本日、各委員会の報告のあとに、質疑時間を設けましたが、その場で出された質問等以外に、本日の報告に関して、ご質問等がございましたら、ご記入ください。

- ・『高浜市公共施設あり方計画』の策定はいつまでに策定されますか。
- ・予算案も作成されますか。財政面の裏付けありますか。
- ・借金が多いが、その危険度がわからない。
- ・議員定数について……議会として現在の議員数はどう思っているか？をピープル等で。  
※定数が多いと思う理由。又は、不足と思う理由。
- ・議長の任期について……最低でも2年任期は考えられないか？
- ・現在の一年の任期では、仕事が出来ているのか？

6 その他、高浜市議会に対しまして、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

- ・議会報告会にもっと多くの市民の参加をしてもらう為に、工夫が必要ではないでしょうか？
- ・各報告者は発表原稿を下を向きっぱなしで、ただ棒読みという印象が強いです。  
市民に向けての心を込めた伝え方、話し方ではないと思われまます。

アンケート5でいただきました、ご質問のお答え

**Q** 『高浜市公共施設あり方計画』の策定はいつまでに策定されますか。予算案も作成されますか。財政面の裏付けありますか。

**A** 高浜市では平成23年度に公共施設と行政サービスにかかるコストを総合的に見直すとともに、有効活用していくことが重要であるとの観点から、本市の公共施設の実態を把握し、今後の公共施設のあり方について、様々な角度から考えていくための基礎資料として「高浜市公共施設マネジメント白書」を作成しました。この中では保有するすべての施設を更新するとした場合、投資的経費の総額が今後40年間で522.5億円必要になるとの試算結果が出ています。また平成24年度は白書から見えてきた現状と課題を整理し、今後の本市の公共施設のあり方について「高浜市公共施設のあり方検討委員会」を設置し、限られた財源及び資産をより有効に活用するため、高浜市公共施設あり方計画のとりまとめのために議論を進めてまいりました。この計画は、公共施設について、中・長期的な視点に立って、将来にわたる更新手法と費用、費用対効果、機能を重視した政策運営の観点から検証し、優先順位、再配置方針、保全計画その他公共施設の適正な配置及び効率的な管理運営を行うための方向性を示すものです。今年6月に策定された「高浜市公共施設あり方計画（案）」は「公共施設マネジメント基本方針」「公共施設改善計画」「公共施設保全計画」から構成され、計画期間は平成26年から平成63年までとなっております。尚、財政面の裏付けと予算案に関してはあり方計画(案)には記載はありませんが、現公共施設をそのまま維持・更新する場合と比べてコストベースで54%の削減目標が掲げてあります。

**Q** 借金が多いが、その危険度がわからない。

**A** 地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成21年4月に全面施行されました。本法は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標について毎年度の財政状況をチェックし、早期健全化基準と財政再生基準を超える自治体にそれぞれ財政健全化計画と財政再生計画を策定・実施することを義務づける制度であります。

また公営企業に対しても、資金不足比率をチェックし、一定の基準を超える場合にはその公営企業を経営する地方公共団体に経営健全化計画の策定・実施を義務づけた法律であります。この法律に則り、平成24年度の決算はまだ認定されておりませんので、平成23年度決算に基づく健全化判断比率等について、高浜市の財政状況をご報告いたします。

○ 各公営企業における「資金不足比率」については、平成23年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。